

電力・ガス取引監視等委員会における 取組状況等について

令和5年4月18日（火）

目次

1. 内外無差別な卸売のコミットメント①
(2022年度下期フォローアップ状況)
2. 内外無差別な卸売のコミットメント②
(2023年度評価方針)
3. 電力カルテル事案への対応
4. 一般送配電事業者による情報漏洩事案に関する対応状況
5. 中国電力の問題となる取引
6. 公正取引委員会からの情報提供

1. 内外無差別な卸売のコミットメント① (2022年度下期フォローアップ状況)

概要（23年度交渉に向けた各社の取組状況）

- 第71回制度設計専門会合（2022年3月）にて、**23年度当初からの通年契約**に向け、**旧一電に対して、①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施、②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等を求め、取組の進捗を定期的に確認していくこととされた。**
- これを受け、第79回会合（同年11月）にて各社の23年度に向けた取組状況確認を行った。その結果、**ブローカーが運営するプラットフォーム上での卸販売を実施**することとした事業者（**北海道**）、**入札（マルチプライスオークション）を実施**することとした事業者（**東北、関西**）等があった一方で、**相対協議を続けることとした事業者**（中国、四国、北陸、四国）も見られた（詳細はP. 6～12を参照）。
- こうした取組に対して、**委員からは、北海道電力、東北電力、関西電力については、公正なやり方、透明性が高い**といった評価があった一方、**JERA、東京電力、中部電力**については、**内外無差別という観点からは全く評価できない**といった厳しい御意見があった。
- 内外無差別性を評価するに当たっては、こうしたスキームに基づいて実際にどのように卸売が行われたか等、事後的な確認を行うことも必要であるため、**23年度の相対契約について交渉・契約が終わり次第速やかに次回のフォローアップに着手**し、その内外無差別性について、**2023年半ば目途に改めて御審議**いただくこととなった。

第72回制度設計専門会合での御議論

(松村委員)

- 中部電力、東京電力、JERAはそれぞれ一体で、JERAと東京電力、JERAと中部というのでセットで見なければいけないと思う。それぞれの2グループは、内外無差別という観点から見れば基本的に0点と評価せざるを得ない。全く内外無差別ではないということだと思う。本質は、JERAから出てくるものに関して、東電の小売グループ、中電の小売グループとほかのところが無差別になっている状況になってはじめて内外無差別と言えるのだろうが、それは全く満たされていないということだと思う。
- 東北電力、関西電力のやり方に関しては、ある種のとても公正な入札がされているように見えるというのは、確かに事務局の評価が正しいと思う。これに関しては、これを見る限りにおいては、とても公正な内外無差別が担保されているというのに値するようになる可能性が十分ある。でも実際にどうなっているのかを見なければいけない。
- 北海道電力のこのやり方も、事務局は非常に高く評価している。私も、とても公正なやり方というのをしているという印象。しかもプラットフォームの運営が第三者だということは、信頼性と透明性を高めているという点で更に高く評価される面もある。一方、もし万が一情報のアクセスという観点からある種の非対称性というのがあると、先着優先でわずかな差が決定的な影響を与えることになるので、その点での公平性がちゃんと保たれているのかどうか、ファイヤーウォールがちゃんと機能しているのかどうかが評価においてはとても重要になってくると思う。

(大橋委員)

- 内外無差別に関して言うと、発電事業者が同一の条件の下で同じ種類の商品の販売において、小売事業者を内外で差別しないということなんだと思っている。そうすると今回、東北電力はじめ、ある意味しっかり取り組む事業者が出てきたというのは大変喜ばしいこと。

(草薙委員)

- 自社小売も参加していますよということは、これは疑いがないことではあるけれども、その前段階でどのような対応がされているのか、そういったところまできちんと検証していただくということが非常に重要ではないかというふうに思った。

(竹廣オブザーバー)

- 内外無差別については、本会合での一連の御議論を通じ、電源アクセスへの公平競争・環境整備に向けて一步一步前進している。その上で、特に東日本エリアの長期で民民とはいえ確保されている電源の問題は、深刻なもの。ぜひ点検をお願いしたい。

【参考】各社の卸販売概要（1/2）

- 23年度交渉に向けた各社の卸販売概要について、各社からの説明は下記の通り。

事業者	卸標準メニューを使用した卸売のスキーム	社内（グループ内）の取扱い	卸標準メニュー以外の卸売スキーム（通年契約分）	
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ブローカーが運営する電力取引プラットフォーム上で取引</u>。卸標準メニューに沿って売り札を随時供出。与信などの個別理由を除き、<u>原則として先着順で交渉・成約</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自社小売も社外と同じく</u>、ブローカーが運営する電力取引プラットフォーム上で取引を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社外に対しては、非定型の取引</u>（特殊な需給パターンなど）は<u>直接もしくはブローカー経由での取引</u>を予定。 ・ <u>自社小売に対しては、卸標準メニュー以外には提供しない</u>。 	
東北	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入札（マルチプライスオークション）を2回（10月、12月）実施</u>。入札価格をベースに、与信評価等を定量的に加味した上で、<u>高い順に落札</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自社小売も社外と同じく</u>、入札に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札を経て供給力が残った場合は、翌年2月～3月に相対協議にて販売。 	
東電グループ	東電EP	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入札（マルチプライスオークション）を2回（10月、11月）実施</u>。入札価格の高い順に落札。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発販分離した小売会社のため</u>、小売分を優先して確保。<u>自社は入札には参加しない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一部の事業者（BG加入事業者）には入札枠とは別に</u>、需給運用等のサービスを行う商品を提供。 ・ 入札、BG加入事業者向け卸を経て供給力が残った場合は、11月末から12月にかけて相対協議にて販売。
	東電HD・RP	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東電EPとの複数年契約より好条件の場合、協議</u>に応じる方向で検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミットメント以前からの<u>複数年契約に基づき、東電EPへ卸供給</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ外にも電力預かりサービス（揚水発電所の利用サービス）を提供
中部グループ	中部ミライズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発販分離した小売会社のため、卸標準メニューの作成予定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発販分離した小売会社のため</u>、小売分を優先して確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給余力の見通しを踏まえて、その時点に適した<u>卸売方法を検討中</u>。
	中部HD	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中部ミライズとの複数年契約より好条件の場合、協議</u>に応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミットメント以前からの<u>複数年契約に基づき、中部ミライズへ卸供給</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし

【参考】各社の卸販売概要（2/2）

- 23年度交渉に向けた各社の卸販売概要について、各社からの説明は下記の通り。

事業者	卸標準メニューを使用した 卸売のスキーム	社内（グループ内）の取扱い	卸標準メニュー以外の 卸売スキーム（通年契約分）
JERA	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>検討中</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● コミットメント以前からの<u>複数年契約に基づき、東電EP・中部ミライズへ卸供給。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>検討中</u>
北陸	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>11月末から受付した事業者全社にニーズを聞き取り、社内小売及び中長期的な関係が見込まれる事業者と、その他事業者に分けて相対協議を実施。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自社小売も中長期的な関係が見込まれる事業者と同じく、同時期に相対協議を実施。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし（相対協議の中で卸売を行う）
関西	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>入札（マルチプライスオークション）を1回（11月）実施。</u> 応札者の希望価格・希望負荷パターンを元に価格評価を行い、評価が高い順に落札。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自社小売も社外と同じく、入札に参加。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札を経て供給力が残った場合の取扱いについては、検討中。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込書（希望価格・希望電力量など）の提出を求め、<u>申込書を元に</u>、必要に応じて受給パターン等の調整を行った上で、与信や取引実績も踏まえ、卸先を決定。申込受付期間を<u>2回（11月、1月）</u>設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自社小売も社外と同じく、申込書を提出し、同期間に協議を実施。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし（相対協議の中で卸売を行う）
四国	<ul style="list-style-type: none"> ● 12～1月に申込書（希望価格・希望電力量など）の提出を求め、<u>申込書を元に</u>、価格や量を<u>1月に個別協議を踏まえて、総合的に評価。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自社小売も社外と同じく、申込書を提出し、同期間に協議を実施。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸標準メニューと同じスケジュールにおいて、事業者の希望内容に応じて協議を実施。
九州	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>社内小売及び今年度取引実績があり中長期的な関係が見込まれる事業者と、新規事業者に分けて相対協議を実施。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自社小売も今年度取引実績があり中長期的な関係が見込まれる事業者と同じく、同期間に協議を実施。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし（相対協議の中で卸売を行う）
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>随時受付</u>を行い、<u>同一メニュー、同一価格設定</u>で協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自社小売も社外と同じく、同一メニュー、同一価格設定で協議を実施。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし

①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施（1/2）

- 23年度に向けた内外無差別な卸売の実効性確保策のうち、交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施についてヒアリングしたところ、7社（北海道電力、東北電力、東電EP、関西電力、中国電力、四国電力、沖縄電力）が受付期間・交渉スケジュール共にHPにて公表、2社（北陸電力、九州電力）は受付期間はHPで公表したが、交渉スケジュールは申込のあった事業者に対してのみ通知、1社（中部HD）は問合せ期間を公表、3社（東電HD・RP、中部ミライズ、JERA）が検討中との回答であった。

①内外無差別な交渉機会の確保について

第71回制度設計専門会合
（令和4年3月24日）資料8より抜粋

- 相対契約の交渉機会を内外無差別に確保する（すなわち、自社小売が無条件に他社小売より先に必要数量を確保することや他社小売の「門前払い」を回避し、発電側がより条件の良い売り先から契約を結び利潤を最大化することを可能とする）ため、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【交渉スケジュールの明示、内外無差別な交渉の実施】

- 交渉機会の均等の確保のため、旧一電各社において、相対卸売の交渉スケジュールを、卸売を希望する事業者に内外無差別に明示する。
- 各社のニーズを聞き取った上で、社内・グループ内小売も含め各社との交渉を同じ時期に進める。
- まずは23年度当初からの通年契約について取り組むこととする（当面、当該年度中に交渉される短期の卸契約については対象としない）。
- 他社相対と比較可能な形で、社内取引の条件を定めた文書を整備する。
- 監視委によるフォローアップに際しては、交渉スケジュールが把握できる資料（社内外の契約書類や社内外の交渉経緯の分かる資料等）の提出を求め、実施状況を確認することとしてはどうか。

【参考】各社の取り組み状況

第79回制度設計専門会合（2022年11月25日）資料6より抜粋・一部改変

①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施（2/2）

事業者	スケジュール明示の時期および方法	交渉スケジュール（公表済の事業者のみ）	
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 10/31に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 全4回（11月、12月、1月、2～3月）に分けて供出予定量を配分し、交渉を実施。 	
東北	<ul style="list-style-type: none"> 9/5に受付期間・入札スケジュールをHPを公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 全2回（10月、12月）入札を実施。 	
東電グループ	東電EP	<ul style="list-style-type: none"> 9/26に受付期間・入札スケジュールをHPにて公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 全2回（10月、11月）入札を実施。
	東電HD・RP	<ul style="list-style-type: none"> 検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> —
中部グループ	中部ミライズ	<ul style="list-style-type: none"> 検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> —
	中部HD	<ul style="list-style-type: none"> 11/11に卸販売問合せ期間をHPにて公表。 	<ul style="list-style-type: none"> —
JERA	<ul style="list-style-type: none"> 検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	
北陸	<ul style="list-style-type: none"> 11/21に受付期間をHPにて公表。交渉スケジュールは協議状況次第。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	
関西	<ul style="list-style-type: none"> 11/8に受付期間・入札スケジュールをHPにて公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 1回（11月）入札を実施。 	
中国	<ul style="list-style-type: none"> 10/21に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 全2回（11月、1月）相対協議を実施。 	
四国	<ul style="list-style-type: none"> 11/16に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 全1回（1月）相対協議を実施。 	
九州	<ul style="list-style-type: none"> 10/31に受付期間をHPにて公表。交渉スケジュールはHPから申込のあった事業者に対して通知。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> 11/21に随時受付する旨をHPにて公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付 	

【参考】現時点における評価と論点（1/3）

第79回制度設計専門会合（2022年11月25日）資料6より抜粋・一部改変

（全体的な取組状況について）

- 23年度向けの卸交渉について、多くの事業者が内外無差別な卸売の実効性確保に向け、本専門会合における議論を踏まえ、新たな取組を開始している点は大きな前進であり、一定の評価ができるのではないか。
- 他方、現時点で検討中との回答のあった事業者（JERA、東電HD・RP）においては、早急な対応が求められる。※なお、その後JERAは22年12月に卸標準メニューを公表。東電HDは23年4月中の卸標準メニュー公表に向けて社内調整中（23年4月加筆）

（個々の取組について）

- 既に取組を開始している事業者の中でも、自社小売も参加する形で入札を実施する事業者（東北電力、関西電力）や、自社小売も参加する形でブローカー（第三者）が運営する電力取引のプラットフォーム上での卸販売を実施する事業者（北海道電力）については、非常に透明性の高いスキームを採用しており、内外無差別性の観点から評価できるのではないか。
- 一方、既に取組を開始している事業者の中には、交渉スケジュール（北陸電力、九州電力）や卸標準メニューの具体的条件（九州電力）を卸売を希望する事業者には明示するものの広くは公表せず、買い手と個別協議を行った上で卸条件を決定する事業者もあつた。こうした事業者については、外部から内外無差別性を確認するのが難しいため、どのように交渉を進め、どのように卸売を行ったか等、事後的な確認をより詳細に行う必要があるのではないか。

（発販分離を行った事業者について）

- 発電部門と小売部門の分社化を行った事業者で、**小売部門による卸入札を実施する事業者（東電EP）**があった。本来、卸売は発電部門が行うことが望ましいが、小売部門が卸売を行うことも否定はされていない※¹。入札方式自体は一般的には透明性が高く、限られた供給力を配分する際には公平性がある一方、小売部門が自身が参加しない形で入札を行うことで、卸価格が上昇し、結果的に他社への卸価格が当該小売部門の調達価格よりも高くなる可能性もある。こうした点も踏まえ、**小売部門による卸入札を内外無差別の観点からどのように考えるか。**

※¹ 「電力の卸供給の在り方について」（令和元年8月7日 電力・ガス取引監視等委員会）においては、「発電と小売の会社が分離されている体制の旧一般電気事業者（グループ）についても、競争者を排除するインセンティブを基本的に有さない発電会社が卸交渉を行うことが望ましいと考えられる。」とされている一方、「既存のPPA等の契約により小売部門が発電部門から電気の引取義務を負っている場合などにおいて、締結時に想定された需要が減少した場合など、小売部門における需給バランスの調整として、余剰が生じた部分を販売する場合」等においては、「例外的に、小売部門が新電力との交渉を行い、卸供給に関する意思決定を行うことが、是認されると考えられる。」とされている。

- そもそも、発電部門から内外無差別に卸売が行われる限り、こうしたことが論点になるとは考えられない。しかしながら、前回のフォローアップにおいてJERAからは、グループ内の事業者との間でコミットメント以前からの複数年契約を締結しているため、複数年契約が優先されるとの説明があった※²。従って、より本質的には、このような**複数年契約へのアクセス機会がグループ外の事業者にも内外無差別に提供されることが重要**。この点について、**具体的な取組が求められるのではないか**。※なお、その後JERAは22年12月に、ベース・ミドル需要に対応する2026年以降を受給対象年度とする複数年契約商品の販売を公表。グループ内外を問わず募集を行い、事前審査を通過した申込者に対し、商品等の詳細を開示、申込者による希望の提示等を経て、契約の締結へと進む予定（23年4月加筆）

※² JERAによれば、足下でもグループ外の事業者に対して来年度以降の複数年契約を提案しているものの、価格が見合わず成約していない、との説明があった。現行のグループ内の事業者との複数年契約期間満了以降は、内外無差別のコミットメントを踏まえて、グループ内外に内外無差別に複数年契約を提案することを検討している、との説明があった。

（複数年のメニューについて）

- 既に卸標準メニューを公表している事業者の中で、**複数年契約のメニューは1つもなかった**。この点に関して各社からは、「燃料費等の市況変動が激しい状況下で、数年先の価格を固定することは、発電と小売双方にとってリスクが大きい」、「中長期的な供給力の見通しが不透明で、複数年契約向けの卸売量算出が困難」といった説明があった。
- しかしながら、過去数年の間に燃料価格、卸電力価格が大幅に変動し、市況が一変した経験を踏まえれば、**一定割合の長期契約をポートフォリオに含めることは、発電事業者、小売事業者双方にとってのリスクヘッジという観点からむしろ有効**なのではないか。また、中長期的な供給力の見通しが不透明な中でも、一定量の複数年契約を提供することは可能なのではないか。こうした点を踏まえれば、今後に向けては、**各社において複数年のメニューについてさらなる検討・対応が期待されるのではないか**。

※なお、複数年の卸メニューについて、自社小売・グループ内小売しか購入することができないメニューを提供するなど、実質的に内外差別につながることはないよう、留意する必要がある。

（その他）

- その他、今後に向けて留意すべき点等はあるか。

2. 内外無差別な卸売のコミットメント② (2023年度評価方針)

概要（評価方針案・確認項目案①）

- 第79回制度設計専門会合（2022年11月）において、23年度の相対契約について交渉・契約が終わり次第速やかに次回のフォローアップに着手し、その内外無差別性について、2023年半ば目途に改めて御審議いただくこととなった。
- こうした経緯を踏まえ、第83回制度設計専門会合（2023年3月）において、内外無差別性の確認・評価に先立って、どのような基準に照らして評価を行うことが適切か、その評価方針案（下記）についてご議論いただいた。
 - ✓ 内外無差別性の評価に際しては、確認すべき項目を抽出（計27項目、P.17～P.29参照）し、項目ごとに、以下の3段階で評価する。
 - 「◎評価：現時点で内外無差別が担保されている」
 - 「○評価：合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった」
 - 「×評価：合理的な理由なく内外差別している事例が確認された」
 - ✓ 確認項目の中で、特に重要な項目で全て◎評価、かつそれ以外の項目で全て○評価以上の場合に、現時点で内外無差別が担保されていると評価する。

概要（評価方針案・確認項目案②）

- 委員からは、大きな方向性について、異論は出なかった。また、長期契約における転売制限や、足下需要での入札上限の設定といった事項については、詳細に確認するよう御指摘があった。
- 以上の御議論を踏まえ、確認項目に基づいて各社へヒアリングを行い、23年度の通年の相対契約について内外無差別性を確認した上で、本年6月頃を目途に、確認結果を御報告させていただくこととなった。その上で、内外無差別な卸売が担保されているか、エリア毎に確認することを予定している。

第83回制度設計専門会合での御議論

(草薙委員)

- 多くの○の項目に「合理的な理由なく」とあり、その判断過程を事前に開示することはできないと思うが、○と判断した場合の理由や妥当性を事後に専門会合において開示することが望ましいのではないかと。与信評価の◎の項目について、「明らかに」となっているが緩すぎるのではないかと。「少しでも」、「わずかでも」など要件を厳格にすべきではないかと。

(松村委員)

- 内外無差別を考えるとときに形式的ではなく、**契約条項や入札条件などを一つ一つ詳細に確認して、実質的に内外無差別を判断してもらいたい。**
- **長期契約での転売制限**は独占時代からの顧客をたくさん抱えている旧一電以外は買にくいので実質的な内外無差別に反していると思うが、**競争上も問題があるのではないかと**。エリア制限はさらに問題外。地域分割が疑われ、内外無差別以前の問題で大問題ではないのか。旧一電は相互に他エリアを侵害しないと考えているのに対して、新規参入者にとっては全国で市場を考慮するので、エリア制限は新規参入者についてのみ不利になりえる。したがって、**当該制限が内外両方にあるからといって安直に内外無差別とはしないしてもらいたい。**よほど合理的な理由があれば、もしかしたら正当化されるのかもしれないが、安直にOKとしてないでほしい。
- **足下の需要で入札上限を設けることについては、需要を既に多く抱える事業者と、これから需要拡大する事業者がいた場合には、競争を促進しないものであるし、後者にのみ制約となりうる**ので、内外無差別の精神に反する。また、このような制限が、自社小売にとっては問題ないが、他社にのみ制限になるのであれば、実質的な内外無差別の観点から問題。このような制限が残っているにもかかわらず、安直に内外無差別であるなどとならないように十分注意してもらいたい。

(竹廣オブザーバー)

- 新規参入者に対して内外無差別のテーマは重要。検討方向を示していただいたことに感謝。
- 卸入札において、**他社からの調達電源を応札量から控除する**ということがあった。卸入札の実施段階では相対の交渉中であり、その時点でこのような情報を求められると**他社との相対契約交渉を制約することになり、また、競争上も懸念がある**取扱い。内外無差別とは異なる観点かもしれないが、このような点も考慮してもらいたい。
- 卸入札や相対交渉での競争が進むと購入側の価格競争が進み、より高値で売れることになるが、**自社小売の落札価格が小売標準価格と比較して相当安価かという点はもちろん、相当高値になっていないかも確認してもらいたい。**高値になっている場合には小売価格への反映が難しいので、合理的な価格でない可能性がある。他の事業者は旧一電の標準料金を上回らないような価格で入札するので、旧一電の応札価格が標準料金を上回っていないか検証してほしい。

【参考】現時点における内外無差別な卸売の評価方針（案）

- 内外無差別性の評価に際しては、確認すべき項目を抽出し、項目ごとに、「◎評価：現時点で内外無差別が担保されている」、「○評価：合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった」、「×評価：合理的な理由なく内外差別している事例が確認された」の3段階で評価することとしてはどうか。
※本資料では、当専門会合等におけるこれまでの御指摘を参考にしつつ、確認項目を抽出。各項目の◎、○、×それぞれの評価に該当すると考えられる典型的な例を「評価基準（例）」として記載しているが、実際の評価に際しては、その例のみに限ることは想定していない。
- そのうえで、確認項目のなかで、内外無差別が担保されていることの確認において特に重要な項目を抽出し、当該項目が全て◎評価、かつそれ以外の項目が全て○評価以上の場合に、現時点で内外無差別が担保されていると評価することとしてはどうか。
- なお、評価を踏まえて、必要に応じて更なる取組を促していくこととしてはどうか。

【参考】現時点における内外無差別な卸売の評価方針（案） 2/2

確認観点	No.	確認項目（後頁に詳細）	◎○×評価（例）
A 内外無差別な卸売の実効性確保策①交渉スケジュール	1★	…	◎
	2	…	○
B 内外無差別な卸売の実効性確保策②卸標準メニュー	3★	…	◎
	…	…	○
C 内外無差別な卸売の実効性確保策③情報遮断	…★	…	◎
	…	…	○
D オプション価値	…★	…	◎
	…	…	○
E 長期契約	…★	…	◎
	…	…	○
F 転売禁止	…★	…	◎
G エリア内限定の供給	…★	…	◎
H 価格以外の評価基準（与信評価・取引実績評価）	…★	…	◎
	…	…	○
I 入札制（東北、関電、JERA、東電EP）に特有の確認項目 ※1	…★	…	◎
	…	…	○
J ブローカー制（北海道、JERA）に特有の確認項目 ※1	…★	…	◎
	…	…	○
K 相対交渉（北陸、中電HD、中国、四国、九州、沖縄）に特有の確認項目 ※1	…★	…	◎
	…	…	○
L 相対卸契約価格（結果）	…	…	○
M 小売価格への反映	…	…	○

左例のように、特に重要な確認項目が全て◎評価、且つそれ以外の項目が全て○評価以上の場合は、現時点で内外無差別が担保されていると評価

※1 これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする

凡例

★：特に重要な確認項目

◎：現時点で内外無差別が担保されている

○：合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった

×：合理的な理由なく内外差別している事例が確認された

【参考】(A.B.C.)内外無差別な卸売の実効性確保策に係る確認項目

第83回制度設計専門会合（2023年3月27日）資料8より抜粋・一部改変

- 内外無差別な卸売の実効性確保策：①交渉スケジュール、②卸標準メニュー、③発電・小売間の情報遮断について、実際の取組状況を特に重要な項目として確認する。

確認観点	No.	確認項目※1	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）	
A	交渉スケジュール	1	内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか	社内外で同一の交渉スケジュールを明示している	合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールを明示していた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールを明示していた
		★2	内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか	社内外で同一の交渉スケジュールで交渉が実施されていた（ただし、新電力側の事情による場合は除く）	合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールで交渉が実施されていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールで交渉が実施されていた
B	卸標準メニュー	3	内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	社内外で同一の卸標準メニューを公表している	合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していないことは確認されなかった	合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していない
		★4	卸標準メニューの外側で自社小売向けに電源を確保していないか	自社供給力から、常時BU・BL市場約定量を除いた全量を相対卸に供出する等、自社小売向けに電源を確保していないことが確認できた	合理的な理由なく、自社小売向けに電源を確保していた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、自社小売向けに電源を確保していた
		★5	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉・契約締結されたか（大きな乖離がないか）	相対卸契約量の大宗が卸標準メニューをもとに交渉・契約締結され、且つ卸標準メニュー以外の交渉・契約について合理的な理由が確認できた（ただし、新電力側の事情による場合は除く）	合理的な理由なく、卸標準メニュー以外の交渉・契約締結がなされた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、卸標準メニュー以外の交渉・契約締結がなされた
C	情報遮断	6	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在するか	-	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在する	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在しない
		★7	情報遮断の取組を実施しているか	23年度相対契約に関する特に重要な情報※2について、システムのログイン記録等の証票、または同等の仕組みにより情報遮断の取組の実効性が確認できた	情報遮断に関する具体的な取組の説明があった	情報遮断に関する具体的な取組の説明がなかった

※1 以下全ての確認項目において、発電・小売が一体の会社では、社内外の無差別性を確認し、発電・小売が分社化されている会社では、グループ内外の無差別性を確認する

※2 23年度相対契約の内外無差別の評価を行うという目的に照らし、情報遮断の確認対象は、23年度相対契約の交渉開始から契約締結までの期間で、新電力の契約条件とする

【参考】(D.)オプション価値に係る確認項目（案）

- 卸標準メニューに関連して、**オプション価値（通告変更量・期限）が社内外で同一に設定されているか**を確認する。また、**実際の運用が社内に有利に行われていないか**についても特に重要な項目として確認する。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
D オプション 価値	8 ★	社内外で無差別にオプション価値（通告変更量・期限）が設定されているか	社内外で同一のオプション価値が設定されている。または社内外ともにオプション価値が設定されていない	合理的な理由なく、社内に社外より有利なオプション価値が設定されていることは確認されなかった	合理的な理由なく、社内に社外より有利なオプション価値が設定されている
	9 ★	オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか	通告変更量や通告変更期限について、契約書等の規程で定められた通り運用されている（通告変更期限経過後、自社小売の追加調達が必要となった場合、社内取引はなく市場調達のみ、または、社内取引はあるがその時点の市場価格と同一であることが確認できた等）	合理的な理由なく、量や期限の柔軟な変更等、社内に有利な運用が行われている事例は確認されなかった	合理的な理由なく、量や期限の柔軟な変更等、社内に有利な運用が行われている

【参考】(E.)長期契約に係る確認項目（案）

- 過去御指摘の多かった**長期契約**に関して、**内外無差別に交渉・締結の機会を提供しているか**について、特に重要な項目として確認する。
- なお、**内外ともに長期契約の機会を提供していない場合は、内外無差別の観点からは問題があるとは言えないが、卸市場のあるべき姿としてどう考えるかについては、別途検討が必要ではないか。**

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
E 長期契約	10 ★	1年超の長期契約について、自社小売、旧一電グループの新電力、それ以外の新電力に対して等しく交渉・締結の機会を提供しているか	1年超の長期契約について、自社小売、旧一電グループの新電力、それ以外の新電力に対して等しく交渉・締結の機会を提供している。または、いずれに対しても交渉・締結の機会を提供していない	合理的な理由なく、1年超の長期契約について、自社小売または旧一電グループの新電力のみに対して交渉・締結の機会を提供している事例は確認されなかった	合理的な理由なく、1年超の長期契約について、自社小売または旧一電グループの新電力のみに対して交渉・締結の機会を提供している
	11	長期契約に、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等がないか	-	合理的な理由なく、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等は確認されなかった	合理的な理由なく、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等が確認された

【参考】(F.G.)転売禁止・エリア内限定の供給に係る確認

- 過去御指摘のあった**転売禁止**、および**エリア内限定の供給**について、特に重要な項目として内外無差別性を確認する。
- なお、**内外ともに転売禁止やエリア内での供給を前提とした条件が設定されている場合は、内外無差別の観点では問題とは言えないが、卸市場のあるべき姿として、例えば取引の流動性の観点から問題ないかについては、別途検討が必要ではないか。**

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
F	12★	卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか	社内外の卸契約ともに転売禁止を求めている。または社内外の卸契約ともに転売禁止を求めている	合理的な理由なく、社外との卸契約においてのみ転売禁止を求めていることは確認されなかった	合理的な理由なく、社外との卸契約においてのみ転売禁止を求めている
G	13★	卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売など、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか	社内外の卸契約ともにエリア内供給を前提とした条件がない。または社内外の卸契約ともにエリア内供給を前提とした条件がある	合理的な理由なく、社外との卸契約にのみエリア内供給を前提とした条件があることは確認されなかった	合理的な理由なく、社外との卸契約にのみエリア内供給を前提とした条件がある

【参考】(H.)与信評価・取引実績評価に係る確認項目（集）

- 23年度相対卸の各社スキーム（入札制、ブローカー制、相対交渉）において、**価格以外の評価基準として、与信評価と取引実績評価が存在した。それぞれ自社小売に有利な評価基準を設定していなかったか**について、特に重要な確認項目とする。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
H 与信評価・取引実績評価	14★	与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた
	15	与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か	-	与信評価の結果、合理的な判断根拠なく、社外にのみ前払い条件や契約不可とした事例は確認されなかった	与信評価の結果、合理的な判断根拠なく、社外にのみ前払い条件や契約不可とした事例があった
	16★	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた
	17★	その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を行っていなかったか	与信評価・取引実績評価以外に、価格以外の評価基準は存在しない。または、その他の評価基準は存在するが、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた

【参考】(I.)入札制に特有の確認項目（案）

- 23年度相対卸において入札を実施した事業者（東北電力、関西電力、JERA、東電EP）には、自社小売/グループ内小売が入札に参加した上で、最低価格が内外無差別に公表または非公表とされていたかについて特に重要な項目として確認する。
- なお、最低価格が非公表の場合には、社内での情報遮断を確認する必要がある。一方、最低価格が公表の場合にも、エリア需要による上限が設定されることで、結果的にエリアで圧倒的な需要を持つ自社小売に有利に働いていないか、確認する必要がある。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
I 入札制に特有の確認項目	18	自社小売が入札に参加しているか	-	自社小売も入札に参加している	自社小売は入札に参加していない
	19 ★	最低価格は社内外ともに公表、または非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	最低価格は社内外ともに公表していた。または最低価格は非公表としていたが、卸部門と小売部門で最低価格に関する情報遮断がなされていたことが確認できた	最低価格は非公表としていたが、非公表としていた合理的な理由が確認できた	合理的な理由なく、最低価格を非公表とし、社内にものみ開示していた
	20	予定供出量は社内外ともに公表、または非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	予定供出量は社内外ともに公表していた。または予定供出量は非公表としていたが、卸部門と小売部門で予定供出量に関する情報遮断がなされていたことが確認できた	予定供出量は非公表としていたが、非公表としていた合理的な理由が確認できた	合理的な理由なく、予定供出量を非公表とし、社内にものみ開示していた

【参考】(J.)ブローカー制に特有の確認項目（案）

- 23年度相対卸においてブローカー取引を実施した事業者（北海道電力、JERA）には、自社小売/グループ内小売が優先的に数量を確保することがなかったかについて特に重要な確認項目とし、ブローカーからのデータ提供等を通じて確認する。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
J ブローカー制に特有の確認項目	21 ★	自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	売りを出してから買いが入るまでのレスポンスタイムを社内外で比較する等により、自社小売が売りのタイミングを把握しているということはなかったことが確認できた	自社小売が売りのタイミングを把握している事例は確認されなかった	自社小売が売りのタイミングを把握している事例が確認された
	22 ★	売りについて明らかに自社小売しか買えないような大きなボリュームとすることで、自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていないことが確認できた	合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた
	23	ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、新電力が不利にならなかったか（例えば、社内小売と判明した後に、条件を良くする、買い価格より安くする等の交渉は行われなかったか）	個別条件の交渉は一切なく、匿名の買いから先着優先で交渉に移った後は、支払い条件のみの協議を行っていた	合理的な理由なく、自社小売に対して条件を良くする、買い価格より安くする、等の交渉が行われた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、自社小売に対して条件を良くする、買い価格より安くする、等の交渉が行われた

【参考】(K.)相対交渉に特有の確認項目（案）

- 23年度相対卸において相対交渉を実施した事業者（北陸電力、中電HD、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）には、入札制やブローカー制と比較して透明性に劣るため、**プロセスまたは結果のいずれかにおいて内外無差別性が担保されているかどうか**について、特に重要な確認項目として説明を求める。
- また、交渉が行われず一方的に契約可否が通知された事例がなかったか、仮にそうした事例があった場合に合理的な理由があったのか、についても確認する。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
K 相対交渉 に特有の 確認項目	24 ★	プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較・評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	価格と条件の比較・評価において、社内外同一の基準で実施したことが確認できた（条件が異なる場合の価格差について合理的な説明があった）。あるいは、社内外で同一条件の契約が同一価格であることが確認できた	合理的な理由なく、社内を有利に評価、契約した事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内を有利に評価、契約した事例が確認された
	25	どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせずに契約可否を通知したか	-	全ての場合において受給条件の協議を実施した。または、合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例は確認されなかった	合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例が確認された

【参考】(L.)23年度相対卸契約価格の結果に係る確認項目

- 各社が23年度相対卸スキーム（入札制、ブローカー制、相対交渉）を実施した結果、卸契約価格が内外無差別となっているかについて確認する。
- ただし、結果として自社小売の卸契約価格が新電力の卸契約価格より安くなっている場合にも、その他の特に重要な確認項目において内外無差別に相対卸交渉を実施していたと評価できる場合は、内外無差別の観点で問題ないと言えるのではないか。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
L 相対卸 契約価格 （結果）	26	結果として、自社小売の契約価格 \geq 新電力の契約価格となっているか。仮に自社小売の契約価格が新電力の契約価格より安い場合、そのような結果となった合理的な理由があるか	結果として、供給条件の差異等を適切に補正したうえで、自社小売の契約価格 \geq 新電力の契約価格となっている	結果として、合理的な理由なく、自社小売の契約価格 $<$ 新電力の契約価格となっていることは確認されなかった	結果として、合理的な理由なく、自社小売の契約価格 $<$ 新電力の契約価格となっている

【参考】(M.)小売価格への反映に係る確認項目（案）

- 各社が23年度相対卸スキーム（入札制、ブローカー制、相対交渉）を実施した**結果、調達価格が、小売価格に規制部門を含めて適切に反映されているか**について、確認する。
 ※小売価格は小売部門で決定するものであり、本項目は、小売部門に確認することとなるが、仮に小売価格が合理的な理由なく、調達価格を下回っている場合には、不当な内部補助が行われている可能性も否定できないことから、内外無差別な卸売の評価の一環として確認を行うべきもの。
- ただし、結果として**小売平均価格が調達価格より安くなっている場合にも、燃料費の急激な変動等の合理的な理由がある場合においては、内外無差別の観点で問題ないと言えるのではないか。**

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
M 小売価格への反映	27	標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む ^{※1} ）に反映されているか	「小売平均単価（規制部門含む）>（電力調達単価+非化石証書外部調達単価）」となっている。または、供給条件の差異を適切に補正すること等で、「小売平均単価（規制部門含む）>（電力調達単価+非化石証書外部調達単価）」となることが確認された	合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む）≤（電力調達単価+非化石証書外部調達単価）」となっていることは確認されなかった	合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む）≤（電力調達単価+非化石証書外部調達単価）」となっている

※1 燃調上限を超過する部分については考慮して算出

【参考】今後の進め方（案）

- 今後は、本日の御議論を踏まえ、確認項目に基づいて各社へヒアリングを行い、23年度の通年の相対契約について内外無差別性を確認していく。
- その上で、本年6月頃を目途に、当専門会合において、確認結果を御報告させていただき、内外無差別な卸売が担保されているか、エリア毎に御確認いただく。

3. 電力カルテル事案への対応

電力会社のカルテル事案に対する電力・ガス取引監視等委員会の対応

- 関西電力との間でカルテルを結んでいたとして、3月30日付けで、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対して公正取引委員会が排除措置命令又は課徴金納付命令を発出。
注1 別途電気事業連合会に対し、独禁法違反行為やそれにつながる情報交換が行われないよう申し入れあり。
注2 電力・ガス取引等監視委員会に対し、適正な競争を阻害するおそれのある他の事案について情報提供あり。
- 中部電力・中部電力ミライズ・中国電力・九州電力の4社に対し、**総額1,000億円超の課徴金納付を命じる処分**を通知（過去最高額の課徴金）。
- 電力・ガス取引監視等委員会としては、**3月30日付けで5社（関西電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジー）**に対し報告徴収を実施。今後、各社からの報告やヒアリング等を踏まえ、**電気事業法上の対応について検討していく。**

【各社の課徴金額】

事業者	課徴金額	排除措置命令
中部電力	201億8338万円	—
中部電力ミライズ	73億7252万円	○
中国電力	707億1586万円	○
九州電力 ※1	27億6223万円	○
九州電力みらいエナジー ※1	—	○
関西電力 ※2	—	—

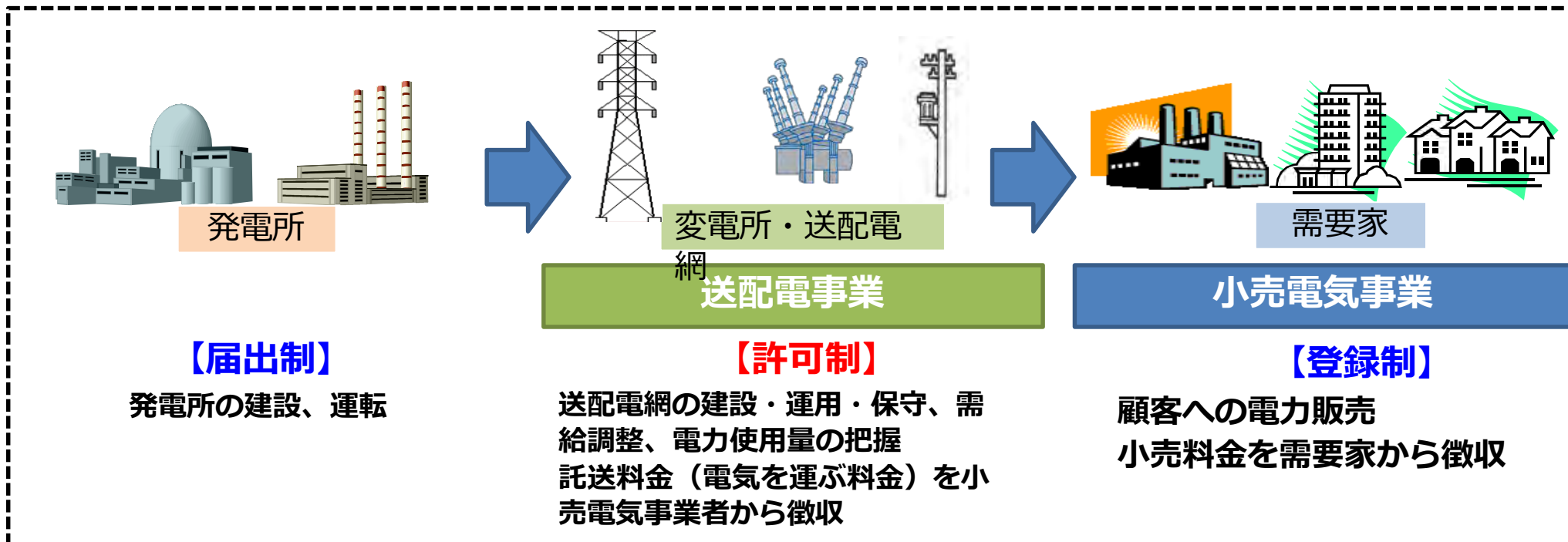
※1 公取委の調査に協力したため、課徴金減免制度により一部減額。九電みらいエナジーは課徴金ゼロ。

※2 公取委に違反を自主申告したため、課徴金減免制度により処分を免れた。

4. 一般送配電事業者による情報漏洩事案 に関する対応状況

電気事業の類型の見直し（ライセンス制の導入）

- 2000年3月の特別高圧の自由化後、自由化範囲を段階的に拡大。2016年4月から低圧部門も含めた小売全面自由化を実施。さらに、小売部門の公平な競争を促進するため、2003年以降、送配電部門への規制を導入。
- 送配電部門の中立性確保を更に徹底するため、2020年4月に、送配電部門の発電・小売部門からの分社化（法的分離）を義務づけるとともに、行為規制遵守のための体制整備を義務づけ。



電力・ガス取引監視等委員会から関係事業者への対応

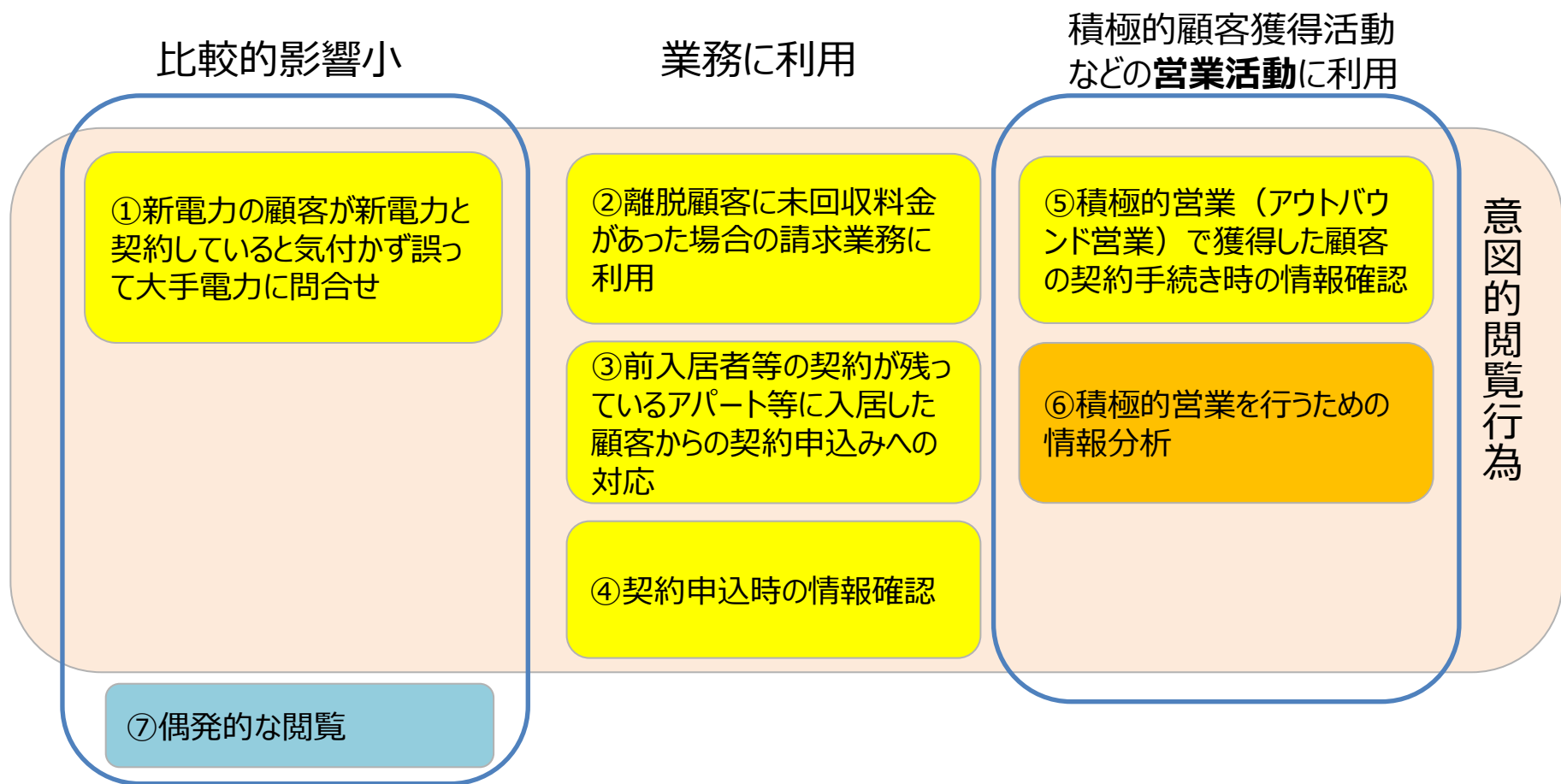
- 昨年末、関西電力送配電から新電力の顧客情報が関西電力側から閲覧可能になっており、実際に多数の関西電力社員・委託先から閲覧していた一報があり、電取委では、全事業者に対してアクセスログ解析等の緊急点検を指示。
- 一部事業者には電気事業法に基づく報告徴収や立入検査を実施。調査結果を踏まえ、3月31日付けで当委員会より経済産業大臣宛てに、関西電力送配電、関西電力、九州電力送配電、九州電力及び中国電力ネットワークの5社に対して業務改善命令を行うよう勧告を実施。
- これを踏まえ、4月17日付けで、経済産業省より関西電力送配電など5社に対して業務改善命令を発出。また、同日付けで、電力・ガス取引監視等委員会より中国電力など6社に対して業務改善勧告、四国電力送配電など2社に対して業務改善指導を発出。

一般送配電事業者名	緊急点検指示	報告徴収	立入検査
関西電力送配電	○	○	○
九州電力送配電	○	○	○
中国電力NW	○	○	
中部電力PG	○	○	○
東北電力NW	○	○	
四国電力送配電	○	○	
沖縄電力	○	○	
北海道電力NW	○		
東京電力PG	○		
北陸電力送配電	○		

みなし小売事業者名	緊急点検指示	報告徴収	立入検査	営業活動への利用
関西電力	○	○	○	○
九州電力	○	○	○	
中国電力	○	○		
中部電力MZ	○	○	○	
東北電力	○	○		
四国電力	○	○		
沖縄電力	○	○		
北海道電力	○			
東京電力EP	○			
北陸電力	○			

閲覧した情報の利用方法

- 関西電力の社員の一部は、積極的顧客獲得活動などの**営業活動**に利用するため**新電力顧客情報を不正閲覧**。
- その他の事案では、顧客からの問合せ対応等のために閲覧したものであるが、新電力が閲覧できない情報を大手電力社員が**意図的に閲覧**する行為は、**電気事業法の趣旨に照らして不適切**。



再発防止策の方向性

- 再発防止策の検討にあたっては、マスキング漏れのような情報漏えいが生じる「機会」をなくす、不正閲覧は許されない行為であることを関係者が認識共有するなどして「動機」をなくす、お客様のためなら許されるというような口実を認めず「(自己) 正当化」をなくす、といった観点から検討。

	対応策の方向性
機会	<ul style="list-style-type: none">• <u>情報システムを物理分割</u>するなど、対策の徹底により、一般送配電事業者が保有する非公開情報を閲覧できる機会をなくす。• モニタリング (<u>アクセスログの解析</u>含む) を強化し、不正閲覧が<u>すぐに発見</u>されるようにする。
動機	<ul style="list-style-type: none">• 契約切替え等の顧客対応の<u>手続きを容易化</u>する。• 不正閲覧は<u>許されない行為</u>であることを関係者が<u>認識共有</u>する。
正当化	<ul style="list-style-type: none">• 「お客さまのためだった」といった正当化を認めず、不正閲覧行為を<u>厳正に処分</u>する。

【参考】電力・ガス取引監視等委員会から関係事業者への対応の概要①

- 今般の情報漏えい・不正閲覧事案の発覚を受け、当委員会では、これまで、以下事業者と沖縄電力（次頁）に対して報告徴収等を実施。

		事案概要	報告徴収※1等※2
関西電力送配電 関西電力(小売部門)	<p>・両社併用の託送システム上、マスキングや特定の画面間の遷移時におけるアクセス制限の不備等により、新電力の顧客に係る非公開情報が、関西電力社員により閲覧され、電化のための提案活動の準備や顧客の問合せ対応等に用いられていたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2022年12月27日（火）：報告徴収実施 2023年1月13日（金）：報告受領 2023年1月24日～25日に立入検査を実施（関西電力送配電本店及び関西電力本店（大阪市）） 2023年3月24日（金）：追加報告徴収実施 	
東北電力NW 東北電力(小売部門)	<p>・東北電力NWの端末が東北電力の一部事業所内において閲覧可能な状態に置かれる、また、同端末が東北電力の一部社員に誤配布される、といった端末管理の不備により、新電力の顧客に係る非公開情報を、東北電力の社員から閲覧され、少なくとも顧客の問合せ対応等に用いられていたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年1月13日（金）：報告徴収実施 2023年1月18日（水）：1月16日の現地調査を踏まえ、追加報告徴収実施 2023年1月27日（金）：報告受領 	
九州電力送配電 九州電力(小売部門)	<p>・非常災害時に顧客対応を行うために九州電力送配電が九州電力に貸与していた端末や、過去のシステム障害に対応するために九州電力送配電が九州電力に利用可能な状況としたままになっていた端末又はシステムから、新電力の顧客に係る非公開情報が、九州電力の社員から閲覧され、少なくとも顧客の問合せ対応等に用いられていたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年1月18日（水）：報告徴収実施 2023年2月3日（金）：報告受領 2023年2月15日～16日に立入検査を実施（九州電力送配電本店及び九州電力本店（福岡市）） 2022年3月22日（水）：追加報告徴収実施 	
四国電力送配電 四国電力(小売部門)	<p>・非常災害時に顧客対応等を行うために四国電力送配電が四国電力に付与しているアクセス権限を用いて、四国電力が、非常災害時以外で新電力の顧客に係る情報（使用電力量や小売電気事業者名等は含まない）を閲覧し、少なくとも顧客の問合せ対応等に用いられていたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年1月20日（金）：報告徴収実施 2023年2月3日（金）：報告受領 2023年2月28日（火）：四国経産局での関係者への任意の事情聴取実施 	
中部電力PG 中部電力ミライズ	<p>・中部電力PGと中部電力ミライズが共用している託送業務システムにおける一部画面のマスキング処理／アクセス制限の不備により、新電力の顧客に係る非公開情報が、中部電力ミライズの社員から閲覧可能となっており、実際に閲覧されていたもの。 ・中部電力ミライズの1名の社員により、過去に中部電力PGに所属していた際に知った他の中部電力PG社員のID・パスワードを用いることで、新電力の顧客情報に係る非公開情報を閲覧され、少なくとも顧客の問合せ対応等に用いられていたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年1月27日（金）：報告徴収実施 2023年2月10日（金）：報告受領 2023年2月14日（火）：追加報告徴収実施 2023年2月17日（金）：追加報告受領 2023年3月8日～9日に立入検査を実施（中部電力PG本店、中部電力ミライズ本店、中部電力本店（名古屋市）） 	

※1：報告徴収は電事法第114条第1項の規定により委任された法第106条第3項の規定による権限※2：立入検査は電事法第114条第1項の規定により委任された法第107条第2項の規定による権限 37

【参考】電力・ガス取引監視等委員会から関係事業者への対応の概要②

- 他の事業者に対しても、緊急点検要請に続く追加調査を実施。

	事案概要	報告徴収※1等
中国電力NW 中国電力(小売部門)	・非常災害時等に顧客対応を行うために中国電力NWが中国電力に付与しているアクセス権限を用いて、また、中国電力NWと中国電力が共用しているシステムにおける一部画面のマスク処理の不備により、新電力の顧客に係る非公開情報が、中国電力の社員から閲覧され、少なくとも顧客の問合せ対応等に用いられていたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年1月30日（金）：報告徴収実施 ・ 2023年2月10日（金）：報告受領 2023年3月10日（金）、14日（火）：中国経産局での関係者への任意の事情聴取実施
北海道電力NW 北海道電力(小売部門)	・緊急点検要請に対して、不適切な点はない旨を報告。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年2月3日（金）：追加調査を依頼 （2月17日（金）調査結果受領）
東京電力PG 東京電力EP	・緊急点検要請に対して、不適切な点はない旨を報告。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年2月3日（金）：追加調査を依頼 （2月17日（金）調査結果受領）
北陸電力送配電 北陸電力(小売部門)	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力送配電の従業員以外の者が新電力顧客情報にアクセスした事実は無し。 ・なお、FIT区分が「送配電買取」である需要家の契約者名が小売側から閲覧可能な画面に一時的に表示されていたことが判明した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年2月3日（金）：追加調査を依頼 （2月17日（金）調査結果受領）
沖縄電力	・新設の需要地点に関する情報（契約者名、連絡先）の符号化が漏れており、小売側に一定期間閲覧可能な状態となっていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年2月3日（金）：報告徴収実施 ・ 2023年2月17日（金）：報告受領

※1：報告徴収は電事法第114条第1項の規定により委任された法第106条第3項の規定による権限

【参考】情報提供受付フォーム

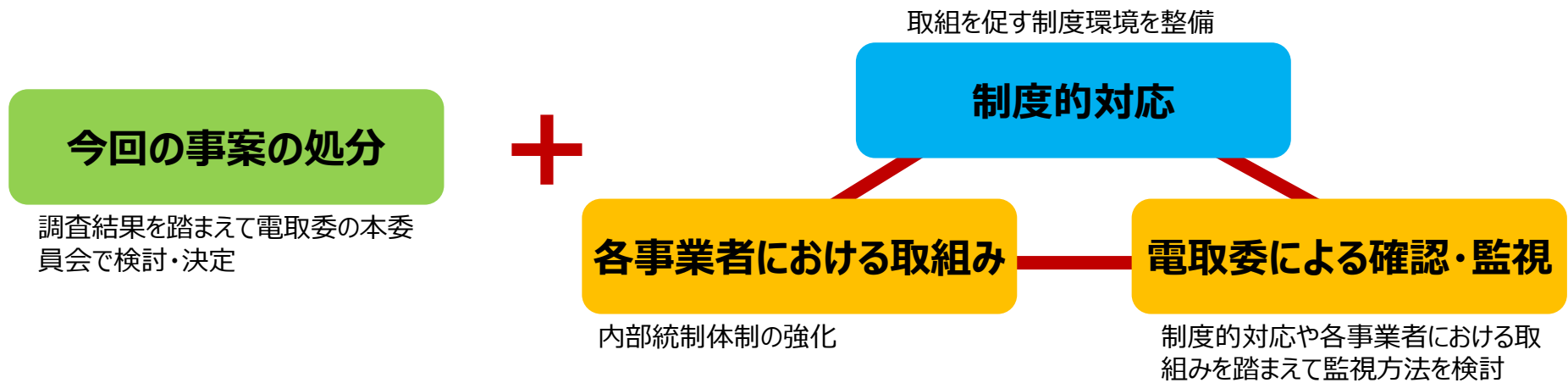
- 2月3日、一般の方からの情報提供を受け付けるため、電力・ガス取引監視等委員会のウェブサイト一般送配電事業者からの非公開情報の情報漏えい事案に関し、情報提供受付フォームの設置を公表。[※]
※従来から、電力・ガス取引監視等委員会には相談窓口（情報提供受付窓口）を設置。今回の情報提供受付フォームは、調査に資するような質問項目を含む専用フォームとした。
- 主たる情報提供の呼びかけ対象は、①（関係小売電気事業者からの営業を受けた）需要家、②新電力関係者、③大手電力関係者。
- 4月18日現在、40件の情報が寄せられている。



【参考】再発防止に向けた考え方

- 今回の事案には、情報遮断や行為規制に対する**関係者の意識の問題**が関わっており、**会社全体での意識改革や対策の徹底**が必要。
- 各社の**内部統制に問題が生じている**と捉え、今回の事案の再発防止に向けては、関係事業者に対して必要な対応（処分）※をとった上で、**①制度的対応、②各事業者における取組み、③電取委の確認・監視**の3つにより対応することが適当ではないか。

※今回の事案についての委員会としての対応は、事実関係の調査結果を踏まえて、電取委の本委員会において検討し決定する。



(参考) 内部統制に係るCOSOフレームワーク

米国公認会計士協会などが策定する内部統制の国際標準となる考え方であり、①統制環境、②リスク評価、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング活動の5つの構成要素からなる体系的な取り組みを求めるフレームワーク

COSO: トレッドウェイ委員会支援組織委員会
The COmmittee of Sponsoring Organizations

電取委から**内部統制に関してチェックポイントを提示**、不十分な場合は更なる対応を求める

【参考】経済産業大臣宛て勧告の実施について

- 電取委では、電気事業法に基づく報告徴収や立入検査を行った上で、事案を精査し、3月31日付けで電力・ガス取引監視等委員会より経済産業大臣宛てに、関西電力送配電、関西電力、九州電力送配電、九州電力及び中国電力ネットワークの5社に対して業務改善命令を行うよう勧告を実施。
- 経済産業大臣への勧告内容では、3月27日の制度設計専門会合の議論を踏まえ、処分時に求める業務改善策の内容を本委員会で議論し、業務改善命令として、「以下の三点（骨子）を対象事業者に求めることが適当」としている。
 - ① 情報システムの物理分割を速やかに（約3年以内を想定）行う計画を立案し、計画的に実施する。
 - ② 行為規制の遵守は大前提であると現場を含めた社内の徹底した意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施する。
(検討にあたっては以下の事項・観点を満たすこと。)
 - ・強力な監査組織など体系的な内部統制体制を構築しているか。
 - ・内部通報体制など不正がすぐに発見できる環境を構築しているか。
 - ・重要なデータやシステムを評価した上で具体的な対策を構築しているか。
 - ・業務委託先からの情報漏えいを防ぐ仕組みを構築しているか。
 - ・個人認証が容易に破られないような具体的な仕組みを整備しているか。等
 - ③ 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行う。
- 本勧告を踏まえ、4月17日付けで、経済産業省より関西電力送配電など5社に対して経済産業大臣から業務改善命令を発出。

5. 中国電力の問題となる取引

中国電力（株）に対する業務改善勧告について

- 電力・ガス取引監視等委員会の調査により、中国電力（株）が2022年3月、同年10月において、適時に公表が求められている情報（※）を保有していたにもかかわらず、これを公表せずに、スポット市場で関連する取引を行っていたことが判明。

（※）同社は、自社の燃料在庫が払底するおそれから、燃料の消費を抑制することを目的としてスポット市場で高値での買い入札を継続的に行い、自社発電ユニットの出力抑制を行っていた。本来、一定規模以上の出力低下が合理的に見込まれる場合には、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実として、適時に開示することが「適正な電力取引についての指針」において定められている。

- 同社の行動は、他の市場参加者に重大な影響を及ぼす情報を開示しなかった点で市場の健全性と公正性を損なうおそれがあり、「適正な電力取引についての指針」における「問題となる行為」に該当するため、2023年3月31日、電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を実施した。
- 勧告内容のポイントは以下のとおり。
 - 今後、出力低下に関する情報を公表することなく、燃料消費を抑制することを目的とした市場取引を行わないこと。
 - 勧告に基づき講じた措置の自社役員及び従業員への周知徹底。
 - 勧告に基づき講じた措置の委員会への報告。 等

6. 公正取引委員会からの情報提供

公正取引委員会から電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供について

- 公正取引委員会は、3月30日付けで電力カルテル事案に対する処分公表と同時に、電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供を行った旨を公表。

第3 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

本件審査において認められた以下の事実等について、電気の小売供給市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

- 1 違反事業者により、前記第1の2の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと。
- 2 旧一般電気事業者及びその販売子会社は、会合等において、営業活動に関する情報交換を行っていたこと。また、旧一般電気事業者及びその販売子会社は、自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する情報交換を慣習的に行っていたこと。当該情報交換は、旧一般電気事業者及びその販売子会社の代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で行われていたこと。
- 3 電力・ガス取引監視等委員会が、旧一般電気事業者及びその販売子会社の小売供給価格を監視するモニタリング調査を行っていたところ、旧一般電気事業者及びその販売子会社の中には、当該調査を行っていたことを利用し、他の旧一般電気事業者に対し、安値での小売供給に関して牽制等をしていた者がいたこと。
- 4 旧一般電気事業者の中には、競争により顧客移動が生じていることを示すために、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいたこと。
- 5 旧一般電気事業者の中には、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電又は調達してきたところ、自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力（注10）に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたこと。
- 6 旧一般電気事業者の中には、卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格（注11）を引き上げることなどにより、外部からの調達に依存する新電力の競争力を低下させることを企図していた者がいたこと。
- 7 旧一般電気事業者の中には、新電力に対し、相対取引で電気の卸供給を行うに当たり、当該旧一般電気事業者の供給区域においては当該電気の小売供給を行わないように求めていた者がいたこと。

（注10）「新電力」とは、電気の自由化により新規に参入した小売電気事業者をいう。

（注11）日本卸電力取引所からの調達価格